# 定款

## 乾汽船株式会社

## 定款

## 第一章 総 則

#### 第 1 条 (商 号)

当会社は、乾汽船株式会社と称し、英文ではInui Global Logistics Co., Ltd. としるす。

#### 第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 倉庫業
- 2. 貨物自動車運送事業
- 3. 貨物利用運送事業
- 4. 通関業
- 5. 不動産の売買、賃貸借、リース、レンタル、仲介および管理
- 6. 不動産特定共同事業法に基づく事業
- 7. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則に定める会社)およ び不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の 売買、仲介および管理
- 8. 建築工事の請負ならびに設計および監理業
- 9. スポーツ施設の経営およびこれに付帯する業務
- 10. ホテル、旅館、飲食、観光ならびに文化娯楽施設等 の所有、貸借および経営
- 11. 荷役用機材および梱包用資材の販売
- 12. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- コンピューターシステムの売買・コンサルティング・設計・開発・運用および機器の販売の業務

- 14. 物品の仕分け、値札の貼付、梱包および発送業務の 請負
- 15. 事業上関係ある他会社に対する投資
- 16. 海運業
- 17. 船舶代理業
- 18. 海運仲立業
- 19. 船員派遣業
- 20. 船舶、船用機器および資材の売買、賃貸借、リース、レンタルおよびその仲介業
- 21. 木材、園芸用品、肉類、水産物、酪農品、果物等の輸出入業務および仲介業
- 22. 他の事業に対する資金の貸付、債務の保証および投資
- 23. 前各号に付帯する一切の業務
- 第 3 条 (本店の所在地)当会社は、本店を東京都中央区に置く。

#### 第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### 第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第二章 株 式

- 第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。
- 第 7 条 (自己の株式の取得) 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役 会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により 自己の株式を取得することができる。
- 第 8 条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、100株とする。
- 第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 次条に定める請求をする権利
- 第 10 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に 定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求す ることができる。

#### 第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに 備え置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人 に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### 第 12 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主 提案権その他の株主の権利行使に関連する事項は、法令 または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程に よる。

#### 第 13 条 (基 準 日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または 記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度 に関する定時株主総会において権利を行使することがで きる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議 によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めるこ とができる。

## 第三章 株主総会

#### 第 14 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時 招集する。

#### 第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集する。

- ②株主総会は、社長がその議長となる。社長に事故がある ときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締 役がこれに当る。
- ③議長は、総会の秩序を維持するため、必要な命令を発し、 これに従わない者に対しては、会場から退去させること ができる。

#### 第 16 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等 の内容である情報について、電子提供措置をとるものと する。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第 18 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人 として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する 書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 19 条 (議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

②株主総会の議事録はその原本を10年間本店に備え置くほか、その謄本を5年間支店に備え置く。

### 第四章 取締役、取締役会および執行役員

#### 第 20 条 (員 数)

当会社の取締役は、7名以内とする。

#### 第 21 条 (選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 22 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとす る。

#### 第 23 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### 第24条 (取締役会の権限)

取締役会は、特に法令および本定款で取締役会の権限と して定められた事項のほか、業務執行上の重要事項を決 定し、取締役の職務の執行を監督する。

#### 第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、その議長となる。

- ②取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- ③取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 26 条 (執行役員)

取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社 の業務を分担して執行させることができる。

- ②取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長 1名、副社長1名、専務および常務その他の役付執行役 員を定めることができる。
- ③社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄 する。

#### 第 27 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

#### 第 28 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 29 条 (議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および 監査役がこれに署名もしくは記名捺印し、または電子署 名を行う。

②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

#### 第 30 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 31 条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 32 条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同 法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令の定める額とする。

## 第五章 監査役および監査役会

#### 第 33 条 (員 数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

#### 第 34 条 (選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。

#### 第 35 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとす る。

- ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。
- ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の 選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
- ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

#### 第 36 条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 37 条 (監査役会)

監査役会は、監査役全員をもって組織する。

第 38 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に 対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで 監査役会を開催することができる。
- 第 39 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 監査役の過半数をもって行う。

#### 第 40 条 (議事録)

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。

②監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

#### 第 41 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監 査役会において定める監査役会規程による。

#### 第 42 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 43 条 (監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第六章 会計監査人

#### 第 44 条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 45 条 (任 期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議 がされなかったときは、当該定時株主総会において再任 されたものとみなす。

#### 第 46 条 (報 酬 等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を 得て定める。

## 第七章 計 算

#### 第 47 条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日まで とする。

#### 第 48 条 (剰余金の配当の基準日)

株主総会の決議により、毎年3月31日現在の株主名簿に 記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対 し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在 の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株 式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第 49 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。

### (附 則)

第 1 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関す る経過措置)

> 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置 等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年 法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定 の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」とい う。)から効力を生ずるものとする。

- ②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- ③本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上